



厚生労働省

熊本労働局

Press Release

熊本労働局発表
(局長 徳田 剛)
平成28年8月23日

【照会先】
熊本労働局労働基準部賃金室
賃金室長 野山 裕之
室長補佐 山口 和代
(電話) 096-355-3202

平成28年度熊本県最低賃金の改正決定について

—21円引上げ 時間額715円に—

熊本労働局（局長 徳田 剛）は、本日、熊本県最低賃金（現行：時間額694円）を21円引上げ、時間額715円とする改正の手続きを行いました。

熊本県最低賃金の改正決定については、本年7月4日、熊本労働局長からの諮問を受けた熊本地方最低賃金審議会（会長 荒井 勝彦 熊本学園大学特任教授）が、熊本県最低賃金専門部会を設置して調査審議を重ね、同年8月5日に熊本労働局長に対し「時間額715円」とする旨の答申を行っていたものです。

これを受けて熊本労働局長は、答申内容の公示等所要の手続きを経て、本日、熊本県最低賃金の改正決定に係る官報公示の手続きを行ったものです。

今後は、平成28年9月1日改正決定として官報に公示され、効力発生の日は平成28年10月1日となる予定です。